

正誤表

2026年4月3日

2026年目標 TAC建築士講座

級	一級建築士 学科
科目	法規
教材	項目別問題集

日付	頁	内容
4/3	法規 項目別問題集 P488、489	法改正を反映して、No. 1154 の問題及び解説を下記の問題及び解説に差し替えてください。

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

項目別問題集への切り貼り用

□□□	1154	床面積の合計が50,000㎡の物品販売業を営む店舗を新築するに当たって、不特定かつ多数の者が利用する駐車場(昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものではないものとする。)に設ける駐車施設の総数が250の場合は、当該駐車場には車椅子利用者用駐車施設を5以上設けなければならない。	H2926 -3			
-----	------	--	-------------	--	--	--

○		バリアフリー法14条1項により、床面積の合計が2,000㎡以上の物品販売業を営む店舗は、同法令5条六号及び令9条の規模に該当する特別特定建築物なので、建築しようとするときは同法令10条から25条までに定める建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。同法令18条1項により、不特定かつ多数の者が利用する駐車場には、原則として、当該駐車場に設ける駐車施設の数に応じた所定の数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならない。同項二号により、駐車施設の総数が250の場合には車椅子利用者用駐車施設を5(250/100=2.5、1未満の端数を切り上げて3。3に2を加えて5)以上設けなければならない。	A
---	--	---	---

